

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

○ 幼稚園保育料が一律無償となります。

- ◆ 幼稚園で徴収している教材費や行事費等は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 令和元年9月分までの保育料は無償になりませんので、ご注意ください。

○ 入園料は10月1日以降入園分から廃止します。

○ 預かり保育料は月額最大11,300円まで無償となります。 対象となるには「**保育の必要性**」の認定が必要です。

- ◆ 「保育の必要性」の認定には、就労等の要件があります。
- ◆ 既に2号認定を受けて区立幼稚園に通っている方は、改めて手続きする必要はありません。
- ◆ 月額の上限は450円×利用日数となり、利用日数に応じて変動します。
- ◆ 無償化対象施設であれば、認可外保育施設等(※)の利用料も対象になります。

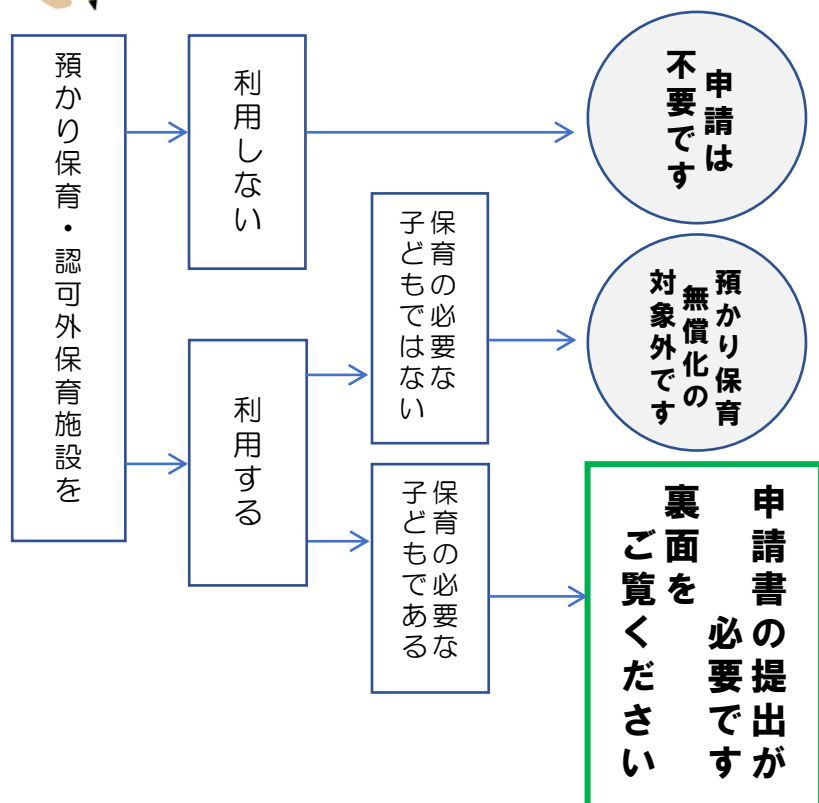
※無償化の対象施設かどうかは利用施設にご確認ください。

<認可外保育施設等とは>

認可外保育施設(ベビーシッター、認可外の事業所内保育などのうち都道府県等に届出のあるもの)、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(預かりが対象)



預かり保育無償化の対象となるためには、認定申請書の提出が必要です。申請方法をご確認いただき、申請書類を区役所へご提出ください。



保育の必要な子どもとは

保護者全員が

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産
- ・病気
- ・介護

等の事由にあてはまり、家庭で幼児の保育ができない場合、保育の必要な子どもであるとみなされます。

詳細は区HPをご覧ください。

※既に2号認定を受けて区立幼稚園に通っている方は、新たな手続きは不要です。手続き不要の対象者であるかについては、子育て支援課保育入園係(3546-9587・5387)へお問い合わせください。



申請手続きの流れ



預かり保育等の利用料は、保護者の方が①区の認定を受け、②利用した施設等に利用料を支払い、③支払った利用料に対する給付を区に請求することで、無償化されます。

1 区の認定を受ける

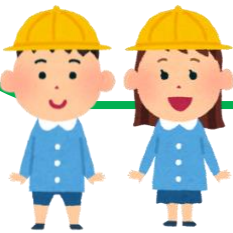
- ・「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を幼稚園に提出してください。申請書には、保育を必要とする事由について、必要となる書類を添付してください。様式は区のホームページからダウンロードすることができます。
- ・認定された方には、子育てのための施設等利用給付認定通知書が届きます。

2 区・利用した施設等に利用料を支払う

- ・預かり保育利用料を区(または認可外保育施設等)へお支払いください。
- ・領収書は給付請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

3 支払った利用料に対する給付を区に請求する

- ・請求の時期が近くなりましたら幼稚園を通じて必要書類を配布しますので、ご請求ください。
- ・後日、請求時にご指定の口座へ振り込みます。



ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【区立幼稚園の保育料無償化全般について】

教育委員会事務局学務課学事係 3546-5512・5513

【保育の必要性の認定手続きについて】

福祉保健部子育て支援課保育入園係 3546-9587・5387